長野県諏訪養護学校貸与品貸付契約書

長野県諏訪養護学校長　中原　直樹　を貸付人とし、　【法人名、代表者職・氏名】　を借受人として、長野県諏訪養護学校給食等調理業務委託契約に基づく委託業務（以下「委託業務」という。）の実施に必要な施設及び設備器具（以下「貸与品」という。）の貸付について、次の条項により厨房設備等貸付契約を締結する。

（貸付）

1. 貸付人は、別紙４「業務場所（厨房・食堂）施設・設備・機器配置図」及び別紙５「業務場所（厨房・食堂）設備・機器一覧」の貸与品を借受人に貸し付けるものとする。

（貸付期間）

第２条　前条の貸与品の貸付期間は、令和４年４月１日から令和７年３月31日までとする。

（引渡し）

第３条　貸与品の引渡しは、貸付開始日に貸付人と借受人が立会いのもとで引き渡すものとする。

（貸付料）

第４条　貸付料は、年額【契約時点で積算】円（建物使用料算定価格）とする。

ただし、その納付は免除する。

（用途の指定）

第５条　貸与品は、委託業務に関する用途以外の目的に供してはならない。

（維持管理）

第６条　借受人は、貸与品の維持管理に当たっては、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

（損害賠償）

第７条　借受人は、貸与品について故意又は自己の責により貸付人に損害を与えた場合は、その賠償の義務を負わなければならない。

（事故報告）

第８条　借受人は、貸与品について事故が発生した場合は速やかに貸付人に報告し、その指示を受けなければならない。

（調査協力）

第９条　貸付人は、貸与品について、必要の都度、維持管理状況を調査することができる。この場合は、借受人はこれに協力しなければならない。

（契約の解除）

第10条　貸付人は、借受人が契約に定める条項に違反したときは借受人に対し是正を求め、これに応じないときは本契約の解除を行うことができる。

（返還）

第11条　貸与品の返還は、貸付最終日に貸付人と借受人が立会いのもとで行うものとする。

（疑義の決定）

第12条　この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、貸付人と借受人が協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、貸付人と借受人が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年　　月　　日

　　　　　　　貸付人　　住　　所　　長野県諏訪郡富士見町富士見11623-1

職・氏名　　長野県諏訪養護学校長　　中原　直樹

借受人　　住　　所

　　　　　法 人 名

代表者職・氏名